

日発健公告 31-22
令和2年3月11日

日本発条健康保険組合
理事長 吉村 秀憲



組合規約変更の件

組合規約の一部を下記の通り変更する。

新	旧
<p>(標準報酬)</p> <p>第41条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、<u>法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。</u></p>	<p>(標準報酬)</p> <p>第41条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは<u>法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。</u></p>
<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第61条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の<u>12分の1</u>に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第61条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の<u>2分の1</u>に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p>
<p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第62条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第<u>11</u>号までの方法により保有しなければならない。</p>	<p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第62条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第<u>12</u>号までの方法により保有しなければならない。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、<u>令和2年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、<u>平成31年4月1日</u>から施行する。</p>